

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>II 公共施設等運営権（コンセッション方式）</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権（コンセッション方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能です。</p> <p>公共施設等運営権（コンセッション方式）は公共施設等運営事業を実施する権利のことであり（PFI法第2条第7項）、物権とみなされ不動産に関する規定が準用されます。（PFI法第24条）</p> <p>公共部門は、当該施設の所有権を有したまま運営リスクを移転することができ、運営権対価を徴収することにより施設収入の早期回収が期待できるとともに、民間事業者のノウハウにより、事業経営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービスの向上が期待されます。</p> <p>また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化などが図られることが期待されます。</p> <p>《 公共施設等運営権（コンセッション方式）の一般的な事業スキーム 》</p> <p>The diagram shows the following interactions:</p> <ul style="list-style-type: none"> Financial Institutions/Investors provide Financing/Investment (融資・投資) to the PFI Operator (SPC). Financial Institutions/Investors set Mortgage Rights (抵当権設定) on the PFI Operator (SPC). Public (施設所有権) sets Operation Rights (運営権設定) to the PFI Operator (SPC). Public receives Counterpayment (対価支払) from the PFI Operator (SPC). PFI Operator (SPC) sets Facility Operation (Fee Setting) (施設運営 (料金設定)) for the Facilities. Users pay Fee Payment (料金支払) to the PFI Operator (SPC). Users use the Facilities (施設利用). 	<p>II 公共施設等運営権（コンセッション方式）</p> <p>平成23年のPFI法改正により、公共施設等運営権（コンセッション方式）が導入されました。</p> <p>公共施設運営権（コンセッション方式）とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式で、既存の施設・新設の施設ともに設定が可能です。</p> <p>公共施設等運営権（コンセッション方式）は公共施設等運営事業を実施する権利のことであり（PFI法第2条第7項）、物権とみなされ不動産に関する規定が準用されます。（PFI法第24条）</p> <p>公共部門は、当該施設の所有権を有したまま運営リスクを移転することができ、運営権対価を徴収することにより施設収入の早期回収が期待できるとともに、民間事業者のノウハウにより、事業経営を効率化し、顧客ニーズを踏まえたサービスの向上が期待されます。</p> <p>また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とし、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化などが図られることが期待されます。</p> <p>《 公共施設等運営権（コンセッション方式）の一般的な事業スキーム 》</p> <p>The diagram shows the following interactions:</p> <ul style="list-style-type: none"> Financial Institutions/Investors provide Financing/Investment (融資・投資) to the PFI Operator (SPC). Financial Institutions/Investors set Mortgage Rights (抵当権設定) on the PFI Operator (SPC). Public (施設所有権) sets Operation Rights (運営権設定) to the PFI Operator (SPC). Public receives Counterpayment (対価支払) from the PFI Operator (SPC). PFI Operator (SPC) sets Facility Operation (Fee Setting) (施設運営 (料金設定)) for the Facilities. Users pay Fee Payment (料金支払) to the PFI Operator (SPC). Users use the Facilities (施設利用). 	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>【参考】公共施設等運営権（コンセッション方式）の一般的な導入プロセス</p> <p>基本構想・基本計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 導入可能性調査 ○ デューデリジェンス（資産評価）の実施 ○ サウンディング型市場調査の実施 <p>実施方針に関する条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者選定手続、業務範囲、利用料金に関する事項、その他必要な事項を規定する条例を制定（PFI法第18条） <p>実施方針の策定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の定めるところにより、実施方針を策定（PFI法第18条） ○ 実施方針には、通常のPFI事業に加えて、次の事項を記載（PFI法第17条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権を設定する旨（施設新設の場合は、通常のPFI事業による建設・運営権設定による運営の両方をあわせて記載） ・ 運営権に係る運営の内容 ・ 運営権の存続期間 ・ 費用を徴収する場合にはその旨 ・ 運営権実施契約に定めようとする事項及び解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項 ・ 利用料金に関する事項 <p>特定事業の評価・選定、公表</p> <p>PFI事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>（施設を建設する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約を締結 ・ 施設を建設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施 <p>運営権設定の議会の議決、運営権設定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設定時期等（PFI法第19条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を新設する場合：建設完了後直ちに設定 ・ 既存施設の場合：PFI事業者選定後遅滞なく設定 ○ 設定に当たっては、あらかじめ議会の議決が必要 ○ 施設の名称等、運営内容、存続期間を明らかにする ○ 設定後はその旨公表 	<p>【参考】公共施設等運営権（コンセッション方式）の一般的な導入プロセス</p> <p>基本構想・基本計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 導入可能性調査 ○ デューデリジェンス（資産評価）の実施 ○ サウンディング型市場調査の実施 <p>実施方針に関する条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者選定手続、<u>運営等の基準</u>、業務範囲、利用料金に関する事項、その他必要な事項を規定する条例を制定（PFI法第18条） <p>実施方針の策定及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の定めるところにより、実施方針を策定（PFI法第18条） ○ 実施方針には、通常のPFI事業に加えて、次の事項を記載（PFI法第17条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営権を設定する旨（施設新設の場合は、通常のPFI事業による建設・運営権設定による運営の両方をあわせて記載） ・ 運営権に係る運営の内容 ・ 運営権の存続期間 ・ 費用を徴収する場合にはその旨 ・ 運営権実施契約に定めようとする事項及び解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項 ・ 利用料金に関する事項 <u>（増改築が実施方針策定時に予見できる場合）</u> <u>・増改築する施設等の時期、規模、配置等</u> <p>特定事業の評価・選定、公表</p> <p>PFI事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>（施設を建設する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約を締結 ・ 施設を建設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業契約に基づき、PFI事業者が建設を実施 <p>運営権設定の議会の議決、運営権設定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設定時期等（PFI法第19条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を新設する場合：建設完了後直ちに設定 ・ 既存施設の場合：PFI事業者選定後遅滞なく設定 ○ 設定に当たっては、あらかじめ議会の議決が必要 ○ 施設の名称等、運営内容、存続期間を明らかにする ○ 設定後はその旨公表 	<p>公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインから追記</p> <p>R4. 12PFI 法改正および公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正に伴う追記</p>

改訂前（平成 31 年 4 月）	改訂後（令和 5 年〇月）	備考
<div data-bbox="299 380 1071 428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>運営権実施契約の締結・公表</p> </div> <div data-bbox="418 443 967 590" style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約内容（PFI法第22条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営方法 ・ 事業の継続が困難となった場合における措置 ・ 利用定款を定める場合には、その決定手続、公表方法 ・ その他内閣府令で定める事項 </div> <div data-bbox="299 596 1071 644" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>運営事業の実施、監視等</p> </div> <div data-bbox="418 659 1012 806" style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営権に基づき、事業者が運営事業を実施（PFI法第21条） 〔事業開始時期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的主体が指定する期間内に、民間事業者は事業を開始 ・ 正当な理由があれば、運営権者の申請により期間延長可 ・ 運営権者は事業開始時に遅滞なくその旨を公的主体に届出 </div> <div data-bbox="299 812 1071 861" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業の終了</p> </div> <div data-bbox="299 911 1175 989" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>運営権制度など詳細については、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照してください。</p> </div>	<div data-bbox="1525 415 2297 464" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>運営権実施契約の締結・公表</p> </div> <div data-bbox="1644 478 2193 625" style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約内容（PFI法第22条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の運営方法 ・ 事業の継続が困難となった場合における措置 ・ 利用定款を定める場合には、その決定手続、公表方法 ・ その他内閣府令で定める事項 </div> <div data-bbox="1525 632 2297 680" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>運営事業の実施、監視等</p> </div> <div data-bbox="1644 695 2237 842" style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営権に基づき、事業者が運営事業を実施（PFI法第21条） 〔事業開始時期〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的主体が指定する期間内に、民間事業者は事業を開始 ・ 正当な理由があれば、運営権者の申請により期間延長可 ・ 運営権者は事業開始時に遅滞なくその旨を公的主体に届出 </div> <div data-bbox="1525 848 2297 896" style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="color: red;">更新投資・新規投資に伴う実施方針の変更手続き</p> </div> <div data-bbox="1644 911 2371 1037" style="margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>実施方針の変更手続き（PFI法第19条2項）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施方針に定める規模及び配置に関する事項の範囲を超える増改築を実施し、当該増改築部分に運営権を及ぼそうとする場合は、実施方針の変更手続きを行う必要がある。</u> </div> <div data-bbox="1525 1052 2297 1100" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業の終了</p> </div> <div data-bbox="1525 1150 2401 1310" style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>運営権制度など詳細については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」</u> ・ <u>内閣府「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」</u> ・ <u>文科省「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」</u> <p>を参照してください。</p> </div>	<p>R4. 12PFI 法改正および公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン改正に伴う追記</p> <p>「スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン」、「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を追記</p>

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>Ⅲ その他の留意事項</p> <p>1 PFI事業と指定管理者制度との関係</p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されました。（地方自治法第244条の2第3項）</p> <p>このことにより、PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的にPFI事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用する必要があります。</p> <p>「公の施設」にPFI事業者を指定管理者として指定し、利用料金制を導入することにより、① 利用者からの料金を自らの収入として収受すること、② 条例で定める額の範囲内で知事の承認を得て利用料金を設定すること、③ 使用許可を行うこと が可能となります。</p> <p>また、PFI事業者に対して、当該公の施設において、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせる場合は、PFI事業者が指定管理者である必要はありません。これらの業務のうち、複数のものをPFI事業として行わせることも可能です。その場合は、当該公の施設の利用に係る料金をPFI事業者の収入として収受させること及び料金をPFI事業者が定めることはできません。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 下記のような事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持補修等のメンテナンス ・ 警備 ・ 施設の清掃 ・ 展示物の維持補修 ・ エレベーターの運転 ・ 植栽の管理 <p>2 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場券の検認 ・ 利用申込書の受理 ・ 利用許可書の交付 <p>3 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収</p> <p>4 当該施設運営に係るソフト面の企画</p> </div>	<p>Ⅲ その他の留意事項</p> <p>1 PFI事業と指定管理者制度との関係</p> <p>(1) 指定管理者制度の活用</p> <p>平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されました。（地方自治法第244条の2第3項）</p> <p>このことにより、PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的にPFI事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用する必要があります。</p> <p>「公の施設」にPFI事業者を指定管理者として指定し、利用料金制を導入することにより、① 利用者からの料金を自らの収入として収受すること、② 条例で定める額の範囲内で知事の承認を得て利用料金を設定すること、③ 使用許可を行うこと が可能となります。</p> <p>また、PFI事業者に対して、当該公の施設において、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせる場合は、PFI事業者が指定管理者である必要はありません。これらの業務のうち、複数のものをPFI事業として行わせることも可能です。その場合は、当該公の施設の利用に係る料金をPFI事業者の収入として収受させること及び料金をPFI事業者が定めることはできません。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 下記のような事実上の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持補修等のメンテナンス ・ 警備 ・ 施設の清掃 ・ 展示物の維持補修 ・ エレベーターの運転 ・ 植栽の管理 <p>2 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場券の検認 ・ 利用申込書の受理 ・ 利用許可書の交付 <p>3 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、同法施行令第158条）に基づく使用料等の収入の徴収</p> <p>4 当該施設運営に係るソフト面の企画</p> </div>	

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考				
<p>(2) PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続</p> <p>PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続が自動的に他方の手続を兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>【参考】PFIと指定管理者制度について（平成16年12月15日開催、平成16年度第2回自治体PFI推進センター専門家委員会、総務省配布資料）</p> <p style="text-align: center;">PFIと指定管理者制度について</p> <p>○ PFIと指定管理者それぞれに必要な議決項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* </td> </tr> </table> <p>○ 基本的な考え方</p> <p>PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続が「自動的」に他方の手続を兼ねるということではできない。</p> <p>しかし、指定管理者は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例が制定された後に、当該条例において定められた手続ののって選定されるものであり、指定管理者を選定する手続については、全ての条例に委ねられていることから、議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、PFI事業者が指定管理者となることができるよう条例で規定することも可能である。</p> <p>また、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、その対象となる公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることが出来るものであり、PFI契約に係る議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続の方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行うことも可能。）</p> <p>○ 考え得る議決のスケジュール</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>自動的に他方の手続を兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <p>* 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例 平成30年のPFI法一部改正により、公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例が設けられています。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* 	<p>(2) PFI事業に指定管理者制度を活用する際の手続</p> <p>PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続が自動的に他方の手続を兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p>【参考】PFIと指定管理者制度について（平成16年12月15日開催、平成16年度第2回自治体PFI推進センター専門家委員会、総務省配布資料）</p> <p style="text-align: center;">PFIと指定管理者制度について</p> <p>○ PFIと指定管理者それぞれに必要な議決項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* </td> </tr> </table> <p>○ 基本的な考え方</p> <p>PFI法上の契約と指定管理者制度とは、基本的には別個の制度であり、一方の手続が「自動的」に他方の手続を兼ねるということではできない。</p> <p>しかし、指定管理者は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めた条例が制定された後に、当該条例において定められた手続ののって選定されるものであり、指定管理者を選定する手続については、全ての条例に委ねられていることから、議会や住民に説明がつくのであれば、公募等の方法によって指定管理者を選定することは必ずしも必要とされず、PFI事業者が指定管理者となることができるよう条例で規定することも可能である。</p> <p>また、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定める条例は、その対象となる公の施設の目的や施設の状況が明らかになれば定めることが出来るものであり、PFI契約に係る議決を行う議会と同じ議会において設置管理に関する条例を定めることも排除されない。（当該条例に規定する指定管理者を選定する手続の方法によるが、同じ議会において指定管理者の指定の議決を行うことも可能。）</p> <p>○ 考え得る議決のスケジュール</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>自動的に他方の手続を兼ねるということではできませんが、指定管理者の指定に係る議決とPFI事業契約の締結に係る議決を同じ議会において行うことは可能です。</p> <p>* 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例 平成30年のPFI法一部改正により、公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例が設けられています。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* 					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">PFI</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務負担行為の設定 …① ・ PFI事業契約の締結…② 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指定管理者制度</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設の設置管理条例の制定…③ ・ 指定管理者設置条例の制定 …④ ・ 指定管理者の指定 …⑤* 					

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考										
<p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係 公共施設等運営権では、運営権の設定と指定管理者の指定を同一の者に対して同一の内容で行うことが可能とされています。 公共施設運営権を行う場合は、前述の公共施設等運営権の一般的な導入プロセスにあるように、PFI法に基づく実施方針に関する条例を制定しますが、この条例と地方自治法に基づく指定管理者の指定及び利用料金にかかる条例は両方から委任を受けた一つの条例として制定することが可能とされています。 また、事業契約と指定管理者の議決について同一の議会において行うことができるとされていることから、事業契約、運営権設定の議決及び指定管理者の指定の議決*についても同様に同一の議会において行うことが可能とされています。</p> <p>2 地方財政措置 地方公共団体が実施するPFIに係る地方財政措置の扱いについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付自治調第25号自治省財政局長通知）を参照してください。</p> <p>3 PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率 地方公共団体が実施するPFIに係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日自治画第67号自治事務次官通知）を参照してください。</p> <p>4 WTO政府調達協定 (1) WTO政府調達協定とPFI事業契約 PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものです。このため、政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。 こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号、最終改正：平成28年3月30日）の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額 適用期間 平成30年（2018年）4月1日～2020年3月31日の間</p> <table border="1" data-bbox="281 1556 1145 1803"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品等の調達契約</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td>22億9,900万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</td> <td>2億2,000万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち上記以外の調達契約</td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約内容	基準金額	物品等の調達契約	3,000万円	特定役務のうち建設工事の調達契約	22億9,900万円	特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2,000万円	特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000万円	<p>(3) 公共施設等運営権と指定管理者制度との関係 公共施設等運営権では、運営権の設定と指定管理者の指定を同一の者に対して同一の内容で行うことが可能とされています。 公共施設運営権を行う場合は、前述の公共施設等運営権の一般的な導入プロセスにあるように、PFI法に基づく実施方針に関する条例を制定しますが、この条例と地方自治法に基づく指定管理者の指定及び利用料金にかかる条例は両方から委任を受けた一つの条例として制定することが可能とされています。 また、事業契約と指定管理者の議決について同一の議会において行うことができるとされていることから、事業契約、運営権設定の議決及び指定管理者の指定の議決*についても同様に同一の議会において行うことが可能とされています。</p> <p>2 地方財政措置 地方公共団体が実施するPFIに係る地方財政措置の扱いについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付自治調第25号自治省財政局長通知）を参照してください。</p> <p>3 PFI事業における債務負担行為の位置付けと起債制限比率 地方公共団体が実施するPFIに係る債務負担行為の位置付けと起債制限比率については、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日自治画第67号自治事務次官通知）を参照してください。</p> <p>4 WTO政府調達協定 (1) WTO政府調達協定とPFI事業契約 PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものです。このため、政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。）対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となる可能性が高くなります。 こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む。）が適用基準額以上となる場合に、特例政令（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号、最終改正：平成28年3月30日）の適用を受けることとされている点に留意する必要があります。</p> <p>(2) 政府調達協定の適用対象基準額 <u>政府調達協定の詳細については外務省のホームページを参照ください。</u> https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/chotatsu/ki_jyungaku.html</p>	<p>政府調達協定の現適用期間がR6.3.31までとなっているため、外務省のホームページ参照に修正</p>
契約内容	基準金額											
物品等の調達契約	3,000万円											
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億9,900万円											
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2,000万円											
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000万円											

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p style="text-align: center;">関連資料等</p> <p>下記資料については、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）ホームページのほか関係府省庁のホームページを参照ください。</p> <p>1 法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号、最終改正：平成30年6月20日法律第60号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号、最終改正：平成30年政令第225号） 民間資金等活用事業推進委員会令（平成11年政令第280号、最終改正：平成12年政令第303号） 民間資金等活用事業推進会議令（平成23年政令第177号） 公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号、最終改正：平成29年政令第19号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号、最終改正：平成30年内閣府令第48号） 公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号、最終改正：平成25年内閣府令第57号） 株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成25年内閣府告示第232号、最終改正：平成26年内閣府告示第254号） <p>2 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号、最終改正：平成30年10月23日閣議決定） <p>3 ガイドライン等</p> <p>(1) 内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成27年12月18日改定） PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成27年12月18日改定） VFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成27年12月18日改定） 契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー（平成27年12月18日改定） モニタリングに関するガイドライン（平成27年12月18日改定） 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（平成30年10月18日改定） PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（平成21年4月3日） PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（平成21年4月3日） 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易マニュアル（平成26年6月16日） PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年9月） PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（平成28年10月） <p>(2) 国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> VFM簡易算定モデルマニュアル（平成29年4月） 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引（平成30年6月4日） 	<p style="text-align: center;">関連資料等</p> <p>下記資料については、内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）ホームページのほか関係府省庁のホームページを参照ください。</p> <p>1 法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号、最終改正：令和4年12月16日法律第100号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成11年政令第279号、最終改正：平成30年政令第225号） 民間資金等活用事業推進委員会令（平成11年政令第280号、最終改正：平成12年政令第303号） 民間資金等活用事業推進会議令（平成23年政令第177号） 公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号、最終改正：令和4年政令第402号） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号、最終改正：令和5年内閣府令第53号） 公共施設等運営権登録令施行規則（平成23年内閣府令第66号、最終改正：平成25年内閣府令第57号） 株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成25年内閣府告示第232号、最終改正：平成26年内閣府告示第254号） <p>2 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号、最終改正：平成30年10月23日閣議決定） <p>3 ガイドライン等</p> <p>(1) 内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（令和5年6月2日改定） PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（令和3年6月18日改定） VFM（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改定） 契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー（令和5年6月2日改定） モニタリングに関するガイドライン（平成30年10月23日改定） 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（令和5年6月2日改定） <u>スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン（令和5年1月16日）</u> PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方（平成21年4月3日） PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（平成21年4月3日） 地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易マニュアル（平成26年6月16日） PFI事業民間提案推進マニュアル（平成26年9月） PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（平成28年10月） <p>(2) 国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> VFM簡易算定モデルマニュアル（平成29年4月） <u>「専門家派遣によるハンズオン支援」から得られた官民連携事業の具体化のポイント集（令和5年4月更新）</u> 地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引（令和元年10月更新） <u>地域プラットフォームの取組から得られた「円滑な官民対話」のポイント（令和2年1月更新）</u> 	<p>時点修正</p>

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(P31)

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<p>4 通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体におけるPFI事業について (平成12年3月29日 自治画第67号自治事務次官通知、最終改正：平成17年10月3日) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について (平成12年3月29日 自治調第25号自治省財政局長通知) 地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼) (平成14年8月28日 総行地第117号 総務省大臣官房総括審議官依頼) PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について (平成15年3月31日 総務省自治行政局行政課長、総務省自治行政局地域振興課長通知) PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について (平成18年11月24日 総務省自治行政局地域振興課長通知) PFI法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について (平成19年12月26日 総務省自治行政局地域振興課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) 自治体PFI推進センターへの資料提供について(依頼) (平成14年8月28日 総務省自治行政局地域振興課長依頼) 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について (平成17年6月6日 総務省自治行政局地域振興課長通知) 【参考資料1】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について (平成17年5月13日 総務省自治税務局都道府県税課、総務省自治税務局固定資産税課) 【参考資料2】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について (平成17年6月6日 内閣府民間資金等活用事業推進室) 「PFI事業の公物管理法上の位置づけについての考え方」について (平成14年8月29日 国土交通省総合政策局政策課通知) PFI方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について (平成16年7月7日 国土交通省総合政策局建設業課通知) 売買とされるPFI事業について(法人税の取扱い) (平成14年12月 国税庁取扱通達) 売買とされるPFI事業について(消費税の取扱い) (平成16年7月 国税庁取扱通達) <p>5 その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/ 国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html 文部科学省 文教施設企画部施設助成課 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/pfi.htm 特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 http://www.pfikyokai.or.jp/ 一般財団法人 地域総合整備財団 自治体PPP/PFI推進センター http://pficenter.furusato-ppp.jp/ 	<p>4 通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体におけるPFI事業について (平成12年3月29日 自治画第67号自治事務次官通知、最終改正：平成17年10月3日) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について (平成12年3月29日 自治調第25号自治省財政局長通知) 地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼) (平成14年8月28日 総行地第117号 総務省大臣官房総括審議官依頼) PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について (平成15年3月31日 総務省自治行政局行政課長、総務省自治行政局地域振興課長通知) PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続について (平成18年11月24日 総務省自治行政局地域振興課長通知) PFI法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について (平成19年12月26日 総務省自治行政局地域振興課、総務省自治財政局調整課、総務省自治財政局地方債課事務連絡) 自治体PFI推進センターへの資料提供について(依頼) (平成14年8月28日 総務省自治行政局地域振興課長依頼) 地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置について (平成17年6月6日 総務省自治行政局地域振興課長通知) 【参考資料1】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について (平成17年5月13日 総務省自治税務局都道府県税課、総務省自治税務局固定資産税課) 【参考資料2】地方税法附則第11条第25項及び第15条第51項の規定に基づく税制特例措置の対象施設について (平成17年6月6日 内閣府民間資金等活用事業推進室) 「PFI事業の公物管理法上の位置づけについての考え方」について (平成14年8月29日 国土交通省総合政策局政策課通知) PFI方式による建設工事を請け負う建設業者の資金調達の円滑化について (平成16年7月7日 国土交通省総合政策局建設業課通知) 売買とされるPFI事業について(法人税の取扱い) (平成14年12月 国税庁取扱通達) 売買とされるPFI事業について(消費税の取扱い) (平成16年7月 国税庁取扱通達) <p>5 その他の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室） https://www8.cao.go.jp/pfi/ 国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406644.htm 特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 https://www.pfikyokai.or.jp/ 一般財団法人 地域総合整備財団 自治体PPP/PFI推進センター https://pficenter.furusato-ppp.jp/ 	<p>時点修正</p>

道におけるPFI導入のための手引き 新旧対照表

(P32)

改訂前（平成31年4月）	改訂後（令和5年12月）	備考
<div data-bbox="388 1373 1012 1717" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>道におけるPFI導入のための手引</p><p>平成13年3月 (平成31年4月改定)</p><p>北海道総合政策部政策局計画推進課</p><p>〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 (代表)</p></div>	<div data-bbox="1614 1365 2237 1709" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>道におけるPFI導入のための手引</p><p>平成13年3月 <u>(令和5年12月改訂)</u></p><p>北海道総合政策部計画局計画推進課</p><p>〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 (代表)</p></div>	<p>改訂年月反映</p>